

# NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト（以下「当法人」という。）の定款第18条の規定に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償等に関して基本事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 当法人の役員には、当分の間報酬の支給は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、総会の決議を経て、定款第18条に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

### (費用弁償)

第3条 当法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。）については、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (支給方法)

第4条 第2条2項に基づき報酬等を支払う場合、報酬の支給は月額制とし、毎月の月末に本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

### (補足)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

### 附 則

1 この規程は、2025年11月30日より施行する。（2025年11月30日 総会決議）